

新型コロナウイルス感染症に係る核酸増幅法検査業務・質問と回答

	質問	回答
1	「仕様書 6. (2) ⑤」について 人員派遣は、毎回必要でしょうか、もしくは必要に応じて派遣するのでしょうか	委託者（当財団）が指定する日のみで結構です。 参考として、昨年同時期の実績は2回でした。
2	「仕様書 6. (2) ⑤」について その派遣する人材については無資格者でいいのでしょうか。	検体採取に関しては自己採取が基本となるため臨床検査技師等の資格を有している必要はありませんが、受託者が提供する検査業務に精通している方の派遣をお願いすることになります。
3	「仕様書 6. (2) ⑤」について 人員派遣は甲の指定する場所に終日派遣するのでしょうか。	対象者の検体採取が終日に及ぶことは稀です。 参考として、昨年同時期の実績では、10時より始まり、平均して13時ごろ終了、最長で15時ごろ終了となっております。
4	「仕様書 6. (5)」について 提携医療機関は受託者グループ病院でなくても構わないでしょうか。連携できる医療機関を紹介する形でも問題ないのでしょうか。	必ずしも受託者グループ病院である必要はありませんが、検査の性質に鑑み、検査陽性者の問診、確定検診、保健所への届け出等を迅速に行うことのできる医療機関を紹介していただく必要があります。

以上

令和3年9月3日

公益財団法人新国立劇場運営財団